

川口市地域生活支援拠点等事業の支援対象者登録方法について

地域生活支援拠点等整備事業の利用を希望される方は、当事業に登録を希望する旨の届け出を行うことが必要になります。川口市地域生活支援拠点支援対象者登録・変更票（様式第5号）を障害福祉課へ提出してください。

<支援対象者の登録手順>

①登録申請	<p>「川口市地域生活支援拠点支援対象者登録・変更票（様式第5号）」に必要事項を記載し、「申請者の状況（基本情報）」を添付の上、障害福祉課へ提出してください。</p> <p>セルフプランで福祉サービスを利用されている方は障害福祉課までご相談ください。</p> <p>※毎月末、翌月のネットワーク会議にて検討。ネットワーク会議の日程については、登録フォームの添付資料をご確認ください。</p> <p>※相談員の判断で支援対象者の登録を行う際は個人情報に係る同意欄にチェックは入れず、提出をしてください。</p> <p><川口市地域生活支援拠点等整備事業支援対象者登録フォーム> https://logofrm.jp/form/zRQD/456352</p>
②登録	<p>申請内容をネットワーク会議にて検討。適当と認められたものについて当事業の支援対象者として登録を行い、「申請者の状況（基本情報）」をクラウド上で共有を行います。</p> <p>緊急時の受け入れが必要となった際は「申請者の状況（基本情報）」を登録事業所間で情報の共有を行います。</p>
③登録変更	<p>支援対象者の方で登録内容に変更が生じた場合、速やかに「川口市地域生活支援拠点支援対象者登録・変更票（様式第5号）」および「申請者の状況（基本情報）」を提出してください。</p> <p>また、登録申請時個人情報に係る同意がいただけなかった方に関して、緊急時の受け入れ機能を利用した際には、改めて個人情報に係る同意を得た上で「川口市地域生活支援拠点支援対象者登録・変更票（様式第5号）」の提出が必要となります。</p>